

第 1 編 総 則

第 1 条 適用の範囲

この示方書は、通常の山岳トンネル工事における調査、設計および施工について、一般の標準を示すものである。

【解 説】 トンネルは、その目的に適合し、安全でかつ経済的に建設されなければならない。この示方書は、道路、鉄道、水路、等のトンネルのうち、通常の山岳トンネルに対する技術上の基準を示すものである。

トンネル工事は、四囲の条件の多様なことや現段階では理論的に不明な点の多いことなどから、この示方書を適用して実地の調査、設計および施工を行なうにあたって、本文中に明記のあるものはもちろん、その他の事項についても、なお工事の担当者の判断にゆだねられるべきことが多い。これらの判断は、トンネル工学に関して学識経験を有し、その工事の責任を負うべき、いわゆる責任技術者が行なわなければならない。責任技術者の地位にあるものは、みずからの判断に結果するもの重大である点に思いをいたし、よくこの示方書の真意を理解するとともに、その適用と判断を誤ることのないよう努めなければならない。